

官報号外 昭和四十一年四月五日

○第五十一回 衆議院会議録 第三十七号

昭和四十一年四月五日(火曜日)

議事日程 第二十四号

昭和四十一年四月五日

午後二時開議

第一 在外公館に勤務する外務公務員の給与に
関する法律の一部を改正する法律案(内閣提
出)

第二 国民金融公庫法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣
提出、参議院回付)

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提
出、参議院回付)
日程第一 在外公館に勤務する外務公務員の給
与に関する法律の一部を改正する法律案(内
閣提出)

日程第二 国民金融公庫法の一部を改正する法
律案(内閣提出)
刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨
説明及び質疑
防衛施設周辺の整備等に関する法律案(内閣提
出)の趣旨説明及び質疑

○議長(山口喜久一郎君) これより会議を開きま
す。

午後二時十五分開議

○議長(山口喜久一郎君) これより会議を開きま
す。

○議長(山口喜久一郎君) おはかりいたします。

○議長(山口喜久一郎君) 参議院から、内閣提出、
国立学校設置法の一部を改正する法律案(内
閣提出)

○本日の会議に付した案件

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内
閣提出、参議院回付)

○議長(山口喜久一郎君) おはかりいたします。

○議長(山口喜久一郎君) 参議院から、内閣提出、
国立学校設置法の一部を改正する法律案(内
閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) おはかりいたします。

○議長(山口喜久一郎君) 〔異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めま
す。よって、日程は追加されました。

○議長(山口喜久一郎君) 〔異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山口喜久一郎君) おはかりいたします。

○議長(山口喜久一郎君) 〔異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山口喜久一郎君) おはかりいたします。

○議長(山口喜久一郎君) 〔異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山口喜久一郎君) おはかりいたします。

○議長(山口喜久一郎君) 〔異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山口喜久一郎君) おはかりいたします。

1 この法律は、昭和四十一年五月一日から施行
する。ただし、この法律による改正後の國立学校設置法第三
条第一項、第三条の二第一項及び第四条第一項中大阪大学に係
る部分並びにこの法律による改正後の國立森林教育養成所設置
法(昭和四十一年法律第十六号)第一条第二項中北海道教育大学養
成所設置所に係る部分の規定は、昭和四十一年四月一日から
適用する。

信州大学及び佐賀大学の各文理学部は、この
法律による改正後の國立学校設置法第三条第一
項の規定にかかるらず、この法律の施行の際現
に当該学部に在学する者が当該学部に在学しな
くなる日までの間、存続するものとする。

2 信州大学及び佐賀大学の各文理学部は、この
法律による改正後の國立学校設置法第三条第一
項の規定にかかるらず、この法律の施行の際現
に当該学部に在学する者が当該学部に在学しな
くなる日までの間、存続するものとする。

3 国立養護教諭養成所設置法(昭和四十一年法律
第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中「北海道學芸大學養護教
諭養成所」を「北海道教育大學養護教諭養成所」
に、「北海道學芸大學」を「北海道教育大學」に改
めることとする。

4 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

1 この法律は、昭和四十一年五月一日から施行
する。ただし、第三十一条の改正規定は、同年四
月一日から施行する。

2 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

3 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

4 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

5 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

6 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

7 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

8 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

9 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

10 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

11 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

12 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

13 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

14 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

15 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

16 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

17 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

18 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

19 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

20 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

21 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

22 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

23 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

24 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

25 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

26 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

27 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

28 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

29 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

30 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

31 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

32 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

33 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

34 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

35 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

36 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

37 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

38 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

39 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

40 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

41 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

42 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

43 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

44 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

45 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

46 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

47 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

48 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

49 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

50 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

51 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

52 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

53 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

54 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

55 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

56 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

57 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

58 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

59 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

60 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

61 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

62 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

63 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

64 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

65 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

66 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

67 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

68 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

69 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

70 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

71 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

72 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

73 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

74 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

75 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

76 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

77 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

78 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

79 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

80 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

81 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

82 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

83 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

84 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

85 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

86 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

87 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

88 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

89 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

90 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

91 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

92 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

93 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

94 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

95 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

96 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

97 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

98 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

99 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

100 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

101 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

102 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

103 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

104 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

105 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

106 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

107 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

108 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

109 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

110 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

111 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

112 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

113 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

114 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

115 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

116 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

117 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

118 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

119 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

120 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

121 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

122 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

123 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

124 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

125 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

126 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

127 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

128 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

129 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

130 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

131 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

132 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

133 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

134 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

135 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

136 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

137 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

138 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

139 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

140 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

141 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

142 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

143 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

144 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

145 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

146 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

147 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

148 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

149 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

150 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

151 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

152 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

153 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

154 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

155 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

156 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

157 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

158 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

159 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

160 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

161 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

162 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

163 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

164 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

165 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

166 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

167 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

168 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

169 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

170 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

171 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

172 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

173 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

174 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

175 〔修正に係る条文を掲ぐ。〕

別表

在外公館の種類 所在國又は所在地	号別												
	大使	公使	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十一 号
アメリカ合衆国	一九、二〇〇	一六、七一六	一四、三三一	一一、七四六	九、三六四	七八、三六	六、八八六	六、一八〇	五、七〇〇	五、一〇三	四、七五三	四、一七一	三、八〇四
カナダ	一五、〇〦〇	一三、四六	一一、九三一	一〇、四一六	八、八九三	七八、三四	六、大二	五、九八	五、四七三	五、〇六	四、五三〇	四、一〇四	三、六四八
メキシコ	一五、〇〦〇	一三、〇三九	一一、四〇〇	一〇、一三三	八、九六六	七八、三〇	六、大六四	五、九八	五、五三三	五、〇九	四、五〇八	四、一三三	三、六八四
ブラジル	一五、〇〇〇	一三、三一〇	一一、四八〇	一〇、一八〇	八、三一〇	七八、二一三	六、三九	五、九八	五、二四四	四、八二一	四、三六八	三、九三六	三、四九二
アルゼンチン	一五、〇〦〇	一三、五四四	一一、〇九八	一〇、五九〇	九、〇八四	七八、六一〇	六、七九	六、〇九〇	五、五九三	五、一一三	四、六六六	四、一八八	三、七一〇
大韓民国	一五、〇〦〇	一三、四〇八	一一、三三八	一〇、〇九八	九、四五五	七八、九一	七、〇九一	六、〇九〇	五、八三〇	五、二三六	四、八四八	四、三六八	三、八七六
フィリピン	一五、〇〦〇	一三、六〇八	一一、三三八	一〇、〇九八	九、四五五	七八、九一	七、〇九一	六、〇九〇	五、八三〇	五、二三六	四、八四八	四、三六八	三、八七六
オーストラリア	一五、〇〦〇	一三、三一〇	一一、七九〇	一〇、一三〇	八、五一〇	七八、二三一	六、三三八	五、六八	五、二四四	四、八二一	四、三六八	三、九三六	三、四九二
インドネシア	一五、〇〦〇	一三、四一八	一一、六九八	一〇、一六四	八、七一三	七八、三六八	六、四〇〇	五、〇八六	五、二四四	四、九〇八	四、三六四	三、九七六	三、五七六
タ	一五、〇〦〇	一三、六〇八	一一、三三八	一〇、〇九八	九、四五五	七八、九一	七、〇九一	六、〇九〇	五、八三〇	五、二三六	四、八四八	四、三六八	三、八七六
ビルマ	一五、〇〦〇	一三、六一六	一一、三三四	一〇、〇九〇	九、三六六	七八、一六〇	七、一六〇	六、〇九〇	五、二四〇	五、一〇四	四、九四三	四、四三三	三、九八
インド	一六、〇〦〇	一三、六九八	一一、一七八	一〇、〇九八	九、四五〇	七八、〇九	七、〇九〇	六、〇九〇	五、八三〇	五、一〇六	四、九一六	四、四〇八	三、九二三
パキスタン	一五、〇〦〇	一三、六〇〇	一一、三〇〇	一〇、一九〇	八、六一八	七八、二六八	七、二六八	六、七三一	六、三七六	五、一九八	四、三三一	四、一〇四	三、九七六
トルコ	一五、〇〦〇	一三、四一六	一一、一七九	一〇、〇九八	八、七一三	七八、三六八	六、四〇〇	五、〇八六	五、二三六	四、六〇八	四、三六四	四、一〇一〇	三、五七六
ドイツ	一六、八〇〇	一四、七一三	一一、七九八	一〇、七三六	八、七一三	七八、三六八	六、四〇〇	五、〇八六	五、二三六	四、九〇六	四、三六四	四、一〇一〇	三、五七六
オランダ	一五、〇〦〇	一三、一九八	一一、一九〇	一〇、〇九八	九、九九六	七八、三〇	七、三三一	六、〇九〇	五、一〇六	五、一四三	四、八二三	四、三六八	三、九三六
ベルギー	一五、〇〦〇	一三、一九八	一一、一九〇	一〇、〇九八	九、二二四	七八、三六八	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、一〇三	四、七三一	四、二七一	三、八〇四
フランス	一八、六〇〇	一六、〇九〇	一一、一〇八	一一、〇九〇	九、八五二	八、三〇〇	七、〇九六	六、〇九八	五、〇九六	五、〇九〇	四、九〇九	四、一〇九	三、九〇一
イタリア	一五、〇〦〇	一三、七九一	一一、一〇九	一〇、七〇九	九、二二四	七八、三六六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、一〇三	四、七三一	四、二七一	三、八〇四
スペイン	一五、〇〦〇	一三、一八八	一一、一〇九	一〇、七〇九	九、二二四	七八、三六六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、一〇三	四、七三一	四、二七一	三、八〇四
連合王国	一八、六〇〇	一六、一七一	一一、七九一	一一、六〇四	九、二二四	七八、三六六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、一〇三	四、七三一	四、二七一	三、八〇四
中華民国	一五、〇〦〇	一三、〇九〇	一一、〇九〇	一〇、〇九〇	九、〇八四	七八、六一〇	六、七三一	六、〇九〇	五、五九三	五、一三一	四、六六六	四、一六八	三、七一〇
アラブ連合共和国	一五、〇〦〇	一三、〇九〇	一一、六九四	一〇、〇九〇	八、七〇〇	七八、〇九〇	六、一〇九	五、五九六	五、二三六	四、一〇九	四、七三一	四、二七一	三、八〇四

官報(号外)

ヴィエトナム	15'000	10'400	11'200	10'160	8'600	7'584	6'782	5'148	4'048	4'172
ラオス	15'000	10'560	11'240	10'560	8'940	7'860	6'804	5'044	4'121	4'271
カンボディア	15'000	11'620	11'600	11'600	10'160	8'600	7'584	6'782	5'148	4'172
セイロン	15'000	10'400	11'160	10'400	9'356	7'836	6'888	6'160	5'000	4'251
スイス	15'000	10'400	11'080	10'560	9'040	7'680	6'756	6'080	5'112	4'261
イラン	15'000	11'200	11'200	11'110	9'624	8'364	7'308	6'520	5'112	4'261
アフガニスタン	15'000	10'100	10'100	10'100	9'600	8'600	7'596	7'000	5'112	4'261
ソザイエト連邦	15'000	11'100	11'100	11'100	10'400	9'096	8'472	7'956	5'112	4'261
ネパール	15'000	10'560	11'260	11'260	10'160	8'400	7'860	7'144	5'044	4'121
ドミニカ共和国	15'000	11'200	11'200	10'956	10'000	8'472	7'956	6'156	5'112	4'261
ペル	15'000	11'200	11'200	10'160	8'400	7'860	7'144	5'044	4'121	4'261
チリ	15'000	11'040	11'280	10'416	9'040	8'600	7'596	6'520	5'112	4'261
キューバ	15'000	11'160	11'160	11'000	9'920	8'364	7'308	6'520	5'112	4'261
ヴェネズエラ	15'000	10'560	11'256	11'256	10'160	8'400	7'860	7'144	5'044	4'121
コロンビア	15'000	11'600	11'600	10'160	8'400	7'860	7'144	5'044	4'121	4'261
ボーランド	10'000	14'256	15'100	11'600	10'000	8'720	7'956	6'560	5'112	4'261
チエツコスロヴ	10'000	14'256	15'100	11'464	9'840	8'308	7'596	6'096	5'044	4'121
マレーシア	15'000	11'160	11'160	10'400	9'356	7'836	6'888	6'160	5'000	4'251
スウェーデン	15'000	11'280	10'416	9'840	8'308	7'596	6'520	5'112	4'261	4'710
オーストリア	15'000	11'400	11'400	10'000	8'600	7'296	6'400	5'112	4'261	4'710
ユーロースラヴ	15'000	11'116	11'256	10'560	9'256	8'688	6'160	5'000	4'251	3'828
サウディ・アラ	15'000	11'200	11'200	11'200	10'400	9'600	8'600	7'144	5'044	4'121
ノルウェー	15'000	11'256	11'112	9'560	8'364	7'308	6'520	5'112	4'261	4'710
デンマーク	15'000	11'200	11'108	9'520	8'308	7'596	6'520	5'112	4'261	4'710
ヴァチカン	15'000	11'240	11'240	10'400	9'256	8'688	6'160	5'000	4'251	3'828
エティオピア	15'000	10'560	11'640	11'640	10'320	9'256	8'688	6'160	5'000	4'251

官報(号外)

4

ガーナ	一五、K00	一四、K50	一四、100	一三、K50	一三、K00	一〇、K50	九、K10	八、K00	七、K50	七、100	六、K50	五、K10	五、K70
ニュー・ジーランド	一三、K50	一一、K50	一一、K50	九、K50	八、K10	七、K10	六、K50	五、K50	五、K50	五、K50	五、K50	五、K50	五、K50
イ・ラ・ク	一五、K00	一三、K50	一三、K50	一三、K50	一三、K50	一〇、K50	八、K50	七、K50	六、K50	六、K50	五、K50	五、K50	五、K50
レ・バ・ノ・ン	一五、K50	一三、K50	一三、K50	一三、K50	一三、K50	一〇、K50	八、K50	七、K50	六、K50	五、K50	五、K50	五、K50	五、K50
ポルトガル	一三、K50	一一、K50	一一、K50	九、K50	八、K10	八、K50	七、K50	六、K50	五、K50	五、K50	五、K50	五、K50	五、K50
ギ・リ・シ・ヤ	一三、K50	一一、K50	一一、K50	九、K50	八、K10	八、K50	七、K50	六、K50	五、K50	五、K50	五、K50	五、K50	五、K50
ナイジエリア連邦	一五、K50	一三、K50	一三、K50	一三、K50	一三、K50	一〇、K50	一〇、K50	九、K50	八、K50	七、K50	六、K50	五、K50	五、K50
ボルドヴィル	一五、K50	一三、K50	一三、K50	一三、K50	一三、K50	一〇、K50	九、K50	八、K50	七、K50	七、100	六、K50	五、K50	五、K50
エクアドル	一三、K50	一一、K50	一一、K50	一〇、K50	九、K50	七、K50	六、K50	五、K50	四、K50	四、K50	三、K50	三、K50	三、K50
ボリヴィア	一三、K50	一一、K50	一一、K50	一〇、K50	九、K50	八、K50	七、K50	六、K50	五、K50	五、K50	四、K50	四、K50	四、K50
パラグアイ	一三、K50	一一、K50	一一、K50	一〇、K50	九、K50	七、K50	六、K50	五、K50	四、K50	四、K50	三、K50	三、K50	三、K50
ウルグアイ	一三、K50	一一、K50	一一、K50	九、K50	八、K50	七、K50	六、K50	五、K50	四、K50	四、K50	三、K50	三、K50	三、K50
ソ・マ・リ・ア	一五、K50	一三、K50	一三、K50	一三、K50	一三、K50	一〇、K50	九、K50	八、K50	七、K50	七、100	六、K50	五、K50	五、K50
ス・イ・ダ・ン	一五、K50	一三、K50	一三、K50	一三、K50	一三、K50	一〇、K50	九、K50	八、K50	七、K50	七、100	六、K50	五、K50	五、K50
チ・ヤ・ー・ド	一五、K50	一三、K50	一三、K50	一三、K50	一三、K50	一〇、K50	九、K50	八、K50	七、K50	七、100	六、K50	五、K50	五、K50
中央アフリカ共和国	一五、K50	一三、K50	一三、K50	一三、K50	一三、K50	一〇、K50	九、K50	八、K50	七、K50	七、100	六、K50	五、K50	五、K50
カメルーン	一五、K50	一三、K50	一三、K50	一三、K50	一三、K50	一〇、K50	九、K50	八、K50	七、K50	七、100	六、K50	五、K50	五、K50
(ラザヴィル)	一五、K50	一三、K50	一三、K50	一三、K50	一三、K50	一〇、K50	九、K50	八、K50	七、K50	七、100	六、K50	五、K50	五、K50
ガ・ボ・ン	一五、K50	一三、K50	一三、K50	一三、K50	一三、K50	一〇、K50	九、K50	八、K50	七、K50	七、100	六、K50	五、K50	五、K50
ニ・ジ・エ・ー・ル	一五、K50	一三、K50	一三、K50	一三、K50	一三、K50	一〇、K50	九、K50	八、K50	七、K50	七、100	六、K50	五、K50	五、K50
マ・リ	一五、K50	一三、K50	一三、K50	一三、K50	一三、K50	一〇、K50	九、K50	八、K50	七、K50	七、100	六、K50	五、K50	五、K50
モ・ロ・ツ・コ	一五、K50	一一、K50	一一、K50	九、K50	八、K10	七、K50	六、K50	五、K50	四、K50	四、100	三、K50	二、K50	二、K50
モーリタニア	一五、K50	一三、K50	一三、K50	一三、K50	一三、K50	一〇、K50	九、K50	八、K50	七、K50	七、100	六、K50	五、K50	五、K50
セ・ネ・ガ・ル	一五、K50	一三、K50	一三、K50	一三、K50	一三、K50	一〇、K50	九、K50	八、K50	七、K50	七、100	六、K50	五、K50	五、K50
ダ・ホ・メ	一五、K50	一三、K50	一三、K50	一三、K50	一三、K50	一〇、K50	九、K50	八、K50	七、K50	七、100	六、K50	五、K50	五、K50

官 報 (号外)

トーリー	一五、六〇〇	一五、五六	一五、一〇〇	一五、五九六	一五、六〇〇	一五、六六	九、三九	八、四〇〇	七、一〇八	六、四六	五、二一〇	五、一四一
象牙海岸共和国	一五、六〇〇	一五、九〇〇	一五、二九一	一五、九〇〇	一五、九〇〇	一五、九〇〇	九、六四八	八、九三	七、九〇	四、三一〇	六、六四六	五、九九八
ギニア	一五、六〇〇	一五、九〇〇	一五、二九一	一五、九〇〇	一五、九〇〇	一五、九〇〇	九、六四八	八、九三	七、九〇	四、三一〇	六、六四六	五、九九八
リベリア	一五、六〇〇	一五、九〇〇	一五、二九一	一五、九〇〇	一五、九〇〇	一五、九〇〇	九、六四八	八、九三	七、九〇	四、三一〇	六、六四六	五、九九八
南アフリカ共和国	一五、六〇〇	一五、九〇〇	一五、二九一	一五、九〇〇	一五、九〇〇	一五、九〇〇	九、六四八	八、九三	七、九〇	四、三一〇	六、六四六	五、九九八
マダガスカル	一五、六〇〇	一五、九〇〇	一五、二九一	一五、九〇〇	一五、九〇〇	一五、九〇〇	九、六四八	八、九三	七、九〇	四、三一〇	六、六四六	五、九九八
ニカラグア	一五、六〇〇	一五、九〇〇	一五、二九一	一五、九〇〇	一五、九〇〇	一五、九〇〇	九、六四八	八、九三	七、九〇	四、三一〇	六、六四六	五、九九八
ハイチ	一五、六〇〇	一五、九〇〇	一五、二九一	一五、九〇〇	一五、九〇〇	一五、九〇〇	九、六四八	八、九三	七、九〇	四、三一〇	六、六四六	五、九九八
エル・サルバドル	一五、六〇〇	一五、九〇〇	一五、二九一	一五、九〇〇	一五、九〇〇	一五、九〇〇	九、六四八	八、九三	七、九〇	四、三一〇	六、六四六	五、九九八
パナマ	一五、六〇〇	一五、九〇〇	一五、二九一	一五、九〇〇	一五、九〇〇	一五、九〇〇	九、六四八	八、九三	七、九〇	四、三一〇	六、六四六	五、九九八
フィンランド	一五、六〇〇	一五、九〇〇	一五、二九一	一五、九〇〇	一五、九〇〇	一五、九〇〇	九、六四八	八、九三	七、九〇	四、三一〇	六、六四六	五、九九八
ルクセンブルグ	一五、六〇〇	一五、九〇〇	一五、二九一	一五、九〇〇	一五、九〇〇	一五、九〇〇	九、六四八	八、九三	七、九〇	四、三一〇	六、六四六	五、九九八
シリア	一五、六〇〇	一五、九〇〇	一五、二九一	一五、九〇〇	一五、九〇〇	一五、九〇〇	九、六四八	八、九三	七、九〇	四、三一〇	六、六四六	五、九九八
ジオルダン	一五、六〇〇	一五、九〇〇	一五、二九一	一五、九〇〇	一五、九〇〇	一五、九〇〇	九、六四八	八、九三	七、九〇	四、三一〇	六、六四六	五、九九八
クウェイト	一五、六〇〇	一五、九〇〇	一五、二九一	一五、九〇〇	一五、九〇〇	一五、九〇〇	九、六四八	八、九三	七、九〇	四、三一〇	六、六四六	五、九九八
イエメン	一五、六〇〇	一五、九〇〇	一五、二九一	一五、九〇〇	一五、九〇〇	一五、九〇〇	九、六四八	八、九三	七、九〇	四、三一〇	六、六四六	五、九九八
サイ普ラス	一五、六〇〇	一五、九〇〇	一五、二九一	一五、九〇〇	一五、九〇〇	一五、九〇〇	九、六四八	八、九三	七、九〇	四、三一〇	六、六四六	五、九九八
リビア	一五、六〇〇	一五、九〇〇	一五、二九一	一五、九〇〇	一五、九〇〇	一五、九〇〇	九、六四八	八、九三	七、九〇	四、三一〇	六、六四六	五、九九八
チュニジア	一五、六〇〇	一五、九〇〇	一五、二九一	一五、九〇〇	一五、九〇〇	一五、九〇〇	九、六四八	八、九三	七、九〇	四、三一〇	六、六四六	五、九九八
シエラ・レオーネ	一五、六〇〇	一五、九〇〇	一五、二九一	一五、九〇〇	一五、九〇〇	一五、九〇〇	九、六四八	八、九三	七、九〇	四、三一〇	六、六四六	五、九九八
タンザニア	一五、六〇〇	一五、九〇〇	一五、二九一	一五、九〇〇	一五、九〇〇	一五、九〇〇	九、六四八	八、九三	七、九〇	四、三一〇	六、六四六	五、九九八
ガテマラ	一五、六〇〇	一五、九〇〇	一五、二九一	一五、九〇〇	一五、九〇〇	一五、九〇〇	九、六四八	八、九三	七、九〇	四、三一〇	六、六四六	五、九九八
ジャマイカ	一五、六〇〇	一五、九〇〇	一五、二九一	一五、九〇〇	一五、九〇〇	一五、九〇〇	九、六四八	八、九三	七、九〇	四、三一〇	六、六四六	五、九九八
トリニダード・トバゴ	一五、六〇〇	一五、九〇〇	一五、二九一	一五、九〇〇	一五、九〇〇	一五、九〇〇	九、六四八	八、九三	七、九〇	四、三一〇	六、六四六	五、九九八
アイルランド	一五、六〇〇	一五、九〇〇	一五、二九一	一五、九〇〇	一五、九〇〇	一五、九〇〇	九、六四八	八、九三	七、九〇	四、三一〇	六、六四六	五、九九八
イスラエル	一五、六〇〇	一五、九〇〇	一五、二九一	一五、九〇〇	一五、九〇〇	一五、九〇〇	九、六四八	八、九三	七、九〇	四、三一〇	六、六四六	五、九九八

アルジェリア	1万、000	1万、500	1万、600	1万、400	1万、100	8,628	7,584	6,751	5,142	5,704	4,126
ウガンダ	1万、000	1万、500	1万、600	1万、400	1万、100	9,050	8,628	7,584	5,142	5,704	4,126
ルワンダ	1万、600	1万、600	1万、600	1万、600	1万、600	11,628	11,584	11,751	8,142	8,628	4,126
ブルンディ	1万、600	1万、600	1万、600	1万、600	1万、600	11,628	11,584	11,751	8,142	8,628	4,126
ハンガリー	1万、600	1万、600	1万、600	1万、600	1万、600	11,628	11,584	11,751	8,142	8,628	4,126
ルーマニア	1万、600	1万、600	1万、600	1万、600	1万、600	11,628	11,584	11,751	8,142	8,628	4,126
ブルガリア	1万、600	1万、600	1万、600	1万、600	1万、600	11,628	11,584	11,751	8,142	8,628	4,126
コスタ・リカ	1万、000	1万、500	1万、500	1万、000	1万、000	10,466	8,988	7,608	5,331	6,028	3,491
マルタ	1万、500	1万、600	1万、600	1万、600	1万、600	11,100	10,466	8,988	7,608	5,331	3,491
マラウイ	1万、000	1万、500	1万、500	1万、500	1万、500	10,466	8,988	7,608	5,331	6,028	3,491
ザンビア	1万、000	1万、600	1万、600	1万、600	1万、600	11,100	10,466	8,988	7,608	5,331	3,491
シンガポール	1万、000	1万、500	1万、500	1万、500	1万、500	10,466	8,988	7,608	5,331	6,028	3,491
ガンビア	1万、600	1万、600	1万、600	1万、600	1万、600	11,100	10,466	8,988	7,608	5,331	3,491
ホンデュラス	1万、500	1万、500	1万、500	1万、500	1万、500	10,466	9,244	7,608	5,331	6,028	3,491
アイスランド	1万、500	1万、500	1万、500	1万、500	1万、500	10,466	9,244	7,608	5,331	6,028	3,491
ニューヨーク						11,100	10,466	9,244	7,608	5,331	3,491
シカゴ						11,100	10,466	9,244	7,608	5,331	3,491
サン・フランシスコ						11,100	10,466	9,244	7,608	5,331	3,491
ロス・アンゼルス						11,100	10,466	9,244	7,608	5,331	3,491
ホノルル						11,100	10,466	9,244	7,608	5,331	3,491
サン・パウロ						11,100	10,466	9,244	7,608	5,331	3,491
香港						11,100	10,466	9,244	7,608	5,331	3,491
カルカタ						11,100	10,466	9,244	7,608	5,331	3,491
ポンペイ						11,100	10,466	9,244	7,608	5,331	3,491
ジユネーヴ						11,100	10,466	9,244	7,608	5,331	3,491

總領事館

ジャカルタ	一一一六六	一〇二六四	八七一三	七、三六八	六、四八〇	五、八〇七	五、九五八	五、九〇一〇	三、四九六
ロンドン	一一一九三	一一一九〇	九、二六四	七、三六六	六、八八八	六、一八〇	五、九〇〇	五、一三三	三、八〇四
シドニー	一一一〇四	一〇二六八	八、七一三	七、三六八	六、四八〇	五、八〇八	五、九〇八	五、九〇一〇	三、四九七
ハンブルグ	一一一七六	一〇二七六	八、七二三	七、三六八	六、四八〇	五、八〇八	五、九〇八	五、九〇一〇	三、四九八
ベルリン	一一一七六	一〇二七六	八、七二三	七、三六八	六、四八〇	五、八〇八	五、九〇八	五、九〇一〇	三、四九九
シアトル	一一一九四	一一一五〇	九〇六四	七、三六〇	六、七五六	六、〇九〇	五、九〇八	五、九〇一〇	三、五〇一
ペレーン	一一一〇五	一一一三五	九、四五六	七、三九三	七、〇三一	六、九〇〇	五、九一〇	五、九一〇	三、五〇二
ニューオーリン	一一一三六	一一一〇〇	八、七二三	七、三六八	六、四八〇	五、八〇八	五、九一〇	五、九一〇	三、五〇三
ボルト・アレグ	一一一四四	九、六九六	八、一六〇	六、九〇〇	六、〇九〇	五、九三六	五、〇一八	四、五九六	三、七六
マニラ	一一一三八	一一一〇六	九、四五六	七、三九三	七、〇三一	六、九〇〇	五、九一〇	五、九一〇	三、五〇四
モントリオール	一一一九三	一〇二四六	八、八九二	七、三九二	六、八二一	五、九二八	五、九二九	五、九二〇	三、五〇八
ソールズベリー	一一一一〇	一〇二五六	九、〇六四	七、六八〇	六、七五六	六、〇九〇	五、九二九	五、九二九	三、五一〇
レシフェ	一一一四六	九、九二二	八、九〇〇	七、〇九六	六、一〇一	五、九五六	五、九三八	五、九三八	三、五一〇
ダウカ	一一一〇九	一一一七六	一〇二五〇	八、九〇〇	七、〇九〇	六、九〇〇	五、九〇八	五、九〇一〇	三、五一〇
ヴァンクーバー	一一一九三	一〇二四一	八、九二三	七、三九四	六、六一三	五、九二六	五、九二一	五、九二一	三、五一〇
合 北	一一〇〇八	一〇二五〇	九、〇六四	七、六八〇	六、七五六	六、〇九〇	五、九二九	五、九二九	三、五一〇
メルボルン	一一〇一四	一一〇三八	八、七二三	七、三六八	六、四八〇	五、八〇八	五、九〇八	五、九〇一〇	三、五一〇
トロント	一一一九一	一〇二四六	八、八九三	七、三九二	六、八一三	五、九二六	五、九二九	五、九二九	三、五一〇
ヒューストン	一一一六六	一一一九六	八、八九二	七、三九二	六、六二一	五、九二八	五、九二九	五、九二九	三、五一〇
マド拉斯	一一一九二	一一一九三	九、九〇〇	七、九一〇	六、九〇〇	六、九〇〇	五、九〇八	五、九〇一〇	三、五一〇
テス・パルマス	一一一三六	九、九三三	八、九〇〇	七、〇九六	六、一〇一	五、九五八	五、九〇八	五、九〇一〇	三、五一〇
ポートランド	一一一三六	一一一〇〇	八、七二三	七、三九二	六、四八〇	五、九〇八	五、九〇八	五、九〇一〇	三、五一〇
釜 山	一一一三六	一〇二八三	九、四五六	七、九二三	七、〇九〇	六、〇九〇	五、九一〇	五、九一〇	三、五一〇
高 雄	一一〇〇九	一〇二九〇	九、〇六四	七、六八〇	六、七五六	六、〇九〇	五、九一〇	五、九一〇	三、五一〇
ナホトカ	一一一七六	一〇二一〇	九、〇九八	九、〇九八	七、九二三	七、一九八	六、九一〇	六、九一〇	三、五一〇
バース	一一一四〇	一〇二一〇	八、九一〇	七、一一一	六、三九二	五、九一〇	五、九一〇	五、九一〇	三、五一〇

卷之三

附
則

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

この法律の施行の日の前日において現に在シンガポール日本国総領事館に勤務する外務公務員で改正前の別表による在勤俸の一號の額(以下「旧一號額」といふ。)を支給されていたものに対しても、その者が在勤俸の号別に異動を生ずることなく引き続き在シンガポール日本国大使館に勤務する限り、旧一號額を支給する。

在ブレトリア日本国総領事館に勤務する外務公務員に対して支給する在勤俸の支給額は、改正後の別表に掲げる大使館に種類を変更されるまでの間は、次の表に定めるところによる。

官報(号)

4 在パキスタン日本大使館に勤務する外務公務員に対して支給する在勤俸の支給額は、在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第 号)中 在パキスタン日本大使館に関する部分が施行されるまでの間は、次の表に定めるところによる。

在外 公館 の種類 大 使 館 パ キ ス タ ン	所在國 又は所在地 バ キ ス タ ン	号									
		別 大 使 公 使	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号
		一五、〇〇〇	一一、七〇〇	一一、四〇六	一一、一二三	九、八二六	八、三六六	七、三〇八	六、五二三	五、〇四〇	四、〇三〇

備考 単位は、アメリカ合衆国ドルとする。

5 在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表の改正規定中「台 北

三、八六 三、五五六 を削る。

6 在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

7 第二条在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表の改正規定中「ミラノ

三、八六 三、五五六 を

ボ

三、五五〇

一〇、一三一

七、九〇八

六、六九六

五、八二〇

四、六二六

三、五二三

二、五二二

一、三、一六八

一〇、四二六

八、古二八

七、四〇〇

六、五〇四

五、八三三

四、九三三

四、九四八

三、五八六

二、五三三

一、三、一六八

ミラノ

ミラノ

一〇、四二六

八、古二八

七、四〇〇

六、五〇四

五、八三三

四、九三三

四、九四八

三、五八六

二、五三三

一、三、一六八

一〇、四二六

八、古二八

七、四〇〇

六、五〇四

五、八三三

四、九三三

四、九四八

三、五八六

二、五三三

一、三、一六八

ミラノ

ミラノ

一〇、四二六

八、古二八

七、四〇〇

六、五〇四

五、八三三

四、九三三

四、九四八

三、五八六

二、五三三

一、三、一六八

一〇、四二六

八、古二八

七、四〇〇

六、五〇四

五、八三三

四、九三三

四、九四八

三、五八六

二、五三三

一、三、一六八

ミラノ

ミラノ

一〇、四二六

八、古二八

七、四〇〇

六、五〇四

五、八三三

四、九三三

四、九四八

三、五八六

二、五三三

一、三、一六八

一〇、四二六

八、古二八

七、四〇〇

六、五〇四

五、八三三

四、九三三

四、九四八

三、五八六

二、五三三

一、三、一六八

ミラノ

ミラノ

一〇、四二六

八、古二八

七、四〇〇

六、五〇四

五、八三三

四、九三三

四、九四八

三、五八六

二、五三三

一、三、一六八

一〇、四二六

八、古二八

七、四〇〇

六、五〇四

五、八三三

四、九三三

四、九四八

三、五八六

二、五三三

一、三、一六八

ミラノ

ミラノ

一〇、四二六

八、古二八

七、四〇〇

六、五〇四

五、八三三

四、九三三

四、九四八

三、五八六

二、五三三

一、三、一六八

一〇、四二六

八、古二八

七、四〇〇

六、五〇四

五、八三三

四、九三三

四、九四八

三、五八六

二、五三三

一、三、一六八

ミラノ

ミラノ

一〇、四二六

八、古二八

七、四〇〇

六、五〇四

五、八三三

四、九三三

四、九四八

三、五八六

二、五三三

一、三、一六八

一〇、四二六

八、古二八

七、四〇〇

六、五〇四

五、八三三

四、九三三

四、九四八

三、五八六

二、五三三

一、三、一六八

ミラノ

ミラノ

一〇、四二六

八、古二八

七、四〇〇

六、五〇四

五、八三三

四、九三三

四、九四八

三、五八六

二、五三三

一、三、一六八

一〇、四二六

八、古二八

七、四〇〇

六、五〇四

五、八三三

四、九三三

四、九四八

三、五八六

二、五三三

一、三、一六八

ミラノ

ミラノ

一〇、四二六

八、古二八

七、四〇〇

六、五〇四

五、八三三

四、九三三

四、九四八

三、五八六

二、五三三

一、三、一六八

一〇、四二六

八、古二八

七、四〇〇

六、五〇四

五、八三三

四、九三三

四、九四八

三、五八六

二、五三三

一、三、一六八

ミラノ

ミラノ

一〇、四二六

八、古二八

七、四〇〇

六、五〇四

五、八三三

四、九三三

四、九四八

三、五八六

二、五三三

一、三、一六八

一〇、四二六

八、古二八

七、四〇〇

六、五〇四

五、八三三

四、九三三

四、九四八

三、五八六

二、五三三

一、三、一六八

ミラノ

ミラノ

一〇、四二六

八、古二八

七、四〇〇

六、五〇四

五、八三三

四、九三三

四、九四八

三、五八六

二、五三三

一、三、一六八

一〇、四二六

八、古二八

七、四〇〇

六、五〇四

五、八三三

四、九三三

四、九四八

三、五八六

二、五三三

一、三、一六八

ミラノ

ミラノ

一〇、四二六

八、古二八

七、四〇〇

六、五〇四

五、八三三</p

昭和四十一年四月五日 衆議院会議録第三十七号

修正する。

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十年四月一日から適用する。

領事館	在外公館の種類	所在國 又は所在地	別		
			大使	公使	一号
釜山	ポートランド	シンガポール	一、二〇八	一、二三三	一、七四八
		ブレトリア	一、二〇八	一、二九三	一、三五九
			一、二三八	一、二〇〇	一、七二二
			一、二三八	一、一八〇	一、一五九
			一、一八六	一、一五〇	一、一三九
			一、一八六	一、一四〇	一、一三九
			一、一八六	一、一三〇	一、一三九

四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号	十一号
七、八三三	六、八八八	六、一〇〇	五、七〇〇	五、二三三	四、七三三	三、六三三	二、五七三
七、二九六	六、四八八	五、七八八	五、三〇〇	四、八六〇	四、四一六	三、九七三	三、五四四
七、三天人	六、四八〇	五、八〇八	五、三三四	四、九〇〇	四、四六四	三、一〇〇	三、五七〇
七、九九	七、〇三三	六、三〇〇	五、八二〇	五、三三八	四、八四八	四、三六八	三、八七七

ボール日本國總領事館に勤務する外務公務員で、改正前の別表による在勤俸の一号の額（以下「旧一號額」という。）を支給されていたものが引き

急き同総領事館に勤務し 同総領事館が改正前
の別表に掲げる大使館に種類を変更される日の
前日において前項の表による在勤俸の一號の額

○議長(山口嘉久一郎君) 採決いたします。

5
監査は監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、艦載又は大蔵大臣に意見を提出することができる。

すす第一に、国民金融公團におきましては、貸し出し増加に伴う業務量の増大に加え、昭和四十一年度において環境衛生事業に対する融資の充実

国民金融公庫法の一部を改正する法律
国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)
の一部を次のように改正する。
第十一条中「六人以内」を「七人以内」に改める。
第十二条に次の二項を加える。

大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報
告申し上げます。

この法律案は、国民金融公庫の業務の円滑な運
営に資するため、次のような改正を行なおうとす
るものであります。

右
国民金融公庫法の一部を改正する法律案
国会に提出する。
昭和四十一年三月四日
内閣総理大臣 佐藤 栄作

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○議長(山口喜久一郎君)　日程第一、国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)
す。

とともに、監事の権限の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔議長（山口善久）即ち、吉田義典。〕 一四二六、
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

改正する法律案 九〇六

官 報 (号 外)

務上の過失致死傷罪に法定刑の上限を五年以下の懲役または禁錮に引き上げる罰則強化であり、これまで交通事故の防止ができるとの御見解でしようか。これは単に罰則の強化による威嚇であり、かえって反抗心を起させ、反省や更生のかてにはならないと考えますが、総理の御見解を承りたいのであります。

けをはかり、それが事故防止対策とすることこそが遂に交通事故の増加の真の責任者といふべきでありましょうが、總理の御見解をひとつ承りたいのであります。

考えますが、石井法務大臣、永山國家公安委員長の御見解を承りたいのであります。

第六は、東京高等裁判所の判決は、刑罰をもつてする威嚇より、まず規律の周知徹底が先決問題であり、これに努力しないで処罪の徹底のみを期するは本末転倒である旨判示いたしております。

次は、石井法務大臣、永山國家公安委員長にお聞きしたいのであります。

条の二の業務上の失火罪は、三年以下の禁錮だけ
で、罰金は三千円から十五万円までであります。

第三に、当面の交通安全対策は、現実に立って具体的な対策をとること。さらには、交通運輸労働者は、物価上昇がりやノルマ賃金に追われ、長時間の変則労働で正月も日曜もなく、夜も昼も、雨

の日も雪の日にも風の日にもめげず黙々と働き続け、まさに疲れ切つております。労働者の生活や労働条件をいまよりもっとよくし、その安全がはかられたら、事故はすっと少なくなるはずであります。要するに、交通安全対策とは、現実に立てこのような措置をとることこそが急務であります。

して、この緊急な課題をすべて投げ捨てて、金のかからない、もつと安上がりの方法として罰則強化が取り上げられようとしていることを、われわれ

これは見のがすことはできないのであります。もとよりこのまま政府の主張を是認すれば、結果において、その意図とは逆に、交通事故はますます増加するであります。交通事故のはんとうの原因は何か、眞の責任者はたれか、明らかにすることこそが一番根本の問題であります。(拍手)それが正しい事故防止対策であります。国民会議でそれが正しいことをまかし、罰則強化で労働者の縮めつ国民の目をとどめます。

に分かれております。刑法上懲役と禁錮の区別を存置し、本法案のごとく禁錮のはか懲役を加えるものと、それからもう一つは、懲役と禁錮の両者を廃止して、拘禁刑という名前の新しい刑一本にするものと、この二つの見解がありますが、石井法務大臣の見解を承りたいと思います。

第二は、禁錮刑は、非破廉恥罪並びに過失犯、政治犯に科する自由刑でありますて、日本刑法は、すべて過失犯には禁錮刑である。しかるに、改正案はこれを破り、懲役を加えようとするのは、日本刑法の基本原理の修正と考えられまするが、石井法務大臣の御見解を承りたいのであります。（拍手）

刑法は百十七条の二のほうが重いのであります。これは刑法体系上均衡を失すると存じますが、石井法務大臣の見解を承りたいのであります。

第五は、罰則を強化しても交通事故は減少しない。すなわち、交通事故の九割を占めるのは自動車事故でありまして、昭和三十五年十二月二十日から施行されました道路交通法によって大幅に引き上げが行なわれ、自由刑は五倍に、罰金刑は二倍から十倍に強化され、また、警察官の大増員による取り締まりの強化が行なわたったが、事故はかえつてふえまして、重大化しているという事実は明らかであります。罰則を強化すれば事故はなくなるという考え方には、事故の原因を運転者のみに

おります。刑罰をもつてする威嚇より、まず規律の周知徹底が先決問題であり、これに努力しないで処罰の強化徹底のみを期するのは本末転倒と考えられるのであります。

右東京高裁の判例や道交法の趣旨を本法案の作成にあたって参考にせられたかどうか、石井法務大臣、永山国家公安委員長の両者にその見解を承りたいのであります。

第七は、自動車交通事故の業務上の過失犯に対する判例は、大体禁錮一年前後であります。現行刑法二百十一条で十分まがなえておりますこのよ

りを強化する必要はないと考えますが、石井法務

第三は、改正案は自由刑上限の引き上げであるが、悪質な酔っぱらい運転、スピード違反、無免許運転等々の無謀な行為者は、道路交通法違反として処罰すべきものであります。道交法によれば、併合罪を適用すると禁錮四年半まで引き上げることができますのであります。刑法二百十一条をもつてくる必要はないのであります。したがつて、刑法二百十一条の刑の引き上げは必要ないと

求め、すべてが運転者の責任であるという考え方をから出しているのであるが、現実には、事故の原因は、前に述べましたごとく、全く別のところにありますから、罰則の強化だけでは事故の減少に直結つながらないのであります。眞の意味の安全対策が怠慢となり、かえって交通事故がふえる心配がありますが、石井法務大臣、永山国家公安委員長の御所見を承りたいのであります。

大臣、永山國家公安委員長の見解を承りたいのであります。

中心とした刑法改正の審議調査が急がれている上
であります。改正案の第二百十一条は準備
草案よりそのまま引き抜き提案されたものであります
が、これは刑法改正全体として取り扱うべきものであります。
もし自動車交通事故に対処するための刑法の改正の立案をするのならば、別に特例法とし、時限立法すべきと考えるのであります
が、石井法務大臣の御所見を承りたいのであります。

第九は 道路交通事故事件 刑法二百十一条
業務上過失致死傷事件の禁錮受刑者に対する行刑であります
が、開放処遇という行刑が行なわれて、禁錮三カ月以上一年未満の受刑者を社会復帰させるにつき、前科がなく、逃亡のおそれのない者に対し、運転手としての適性を調べ、適性ある者には自動車に關係ある技術教育を施し、不適性な者には他の職業教育を行ない、社会復帰をさせることの開放処遇の行刑の実施は現状どうなつてゐるか、その見通し等について、石井法務大臣の御見解を承りたいと存じます。

最後に、運輸大臣に対する質疑を一ついたしておきたいと思います。

するが、特に重大な事故といわれる鶴見事故、三河島事故を例にとって考察しますが、このようないきたものではないのであります。これらの背景をなす眞の原因は、いわゆる軽わざ師といわれる國

鉄の過密ダイヤであります。不完全な保安の施設、人間の注意力のみによつて事足れりとする国鉄当局の精神主義であります。營利第一、安全第二の經營の姿勢にあるのであります。国鉄從業員は、必要な休養さえとれない、雨風の吹き込みじめな休養施設で、安い賃金と低劣な労働条件にさらされております。国鉄当局が、もしかりに、参宮線六軒駅に起きました事故調査に基づく國鉄監査委員会の勧告をまじめに取り入れて、少しの金で装置ができる車内警報機や車内放送機を取りつけていたとするならば、三河島における第二の追突事故は防ぎ得たはずであります。また、もし、三分ヘッドと申しますこの過密ダイヤをなくして、万一に備えた安全側線が機能を完全に果たし得るものであつたならば、第一の追突事故は完全に防止され、百六十名のとらゝい生命は失われずには済んだことは明らかであります。

いたずらに刑罰を重くし、威嚇するより、まず規律、規則の周知徹底、事故防止のための保安施設の整備、必要な要員の確保、適切な指導と訓練、安心して働く職場環境の整備、被害者に対する賠償制度の改善等、安全を第一とする総合的事故防止対策こそ当面の緊急を要する事項であります。本法案は、法定刑を引き上げ、罰則を強化する改悪であつて、国鉄の事故責任のしわ寄せを労働者だけに負わせるものであると思いまするが、運輸大臣の見解を承つておきたいのであります。

以上をもって、質疑を終わります。(拍手)
〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

ただいま御指摘になりましたように、三十九年の交通事故の死傷者は四十万人をこしております。たいへんな災害でございます。私は、かねてあります。たしかに、人間尊重また人命尊重という、その政治治療を心から願つておるのであります。この交通事故の死傷者は四十万人をこしております。たしかに、人間尊重また人命尊重という、その政治治療を

万二千四百八十四、三十九年は一万三千三百十八名、それがただいま申しますように八百三十四名も減少さすことができました。一年の経過といたしまして、私は、これはたいへんな成果であったと思います。しかしながら、本年に入りまして、一月から三月までの結果を見ますすると、この成績は思わしくございません。昨年同期に比べましても、死者において三百以上もこれがふえております。たいへん私は残念に思つております。各界各

以上をもって、質疑を終わります。（拍手）
〔内閣総理大臣（佐藤栄作君）お答えいたします。〕

ただいま御指摘になりましたように、三十九年の交通事故の死傷者は四十万人をこしてあります。たいへんな災害でございます。私は、かねての政治から、人間尊重また人命尊重という、その政治を心から願つておるのであります。この交通事故の惨害を考えますすると、これは、家庭の支柱である者を失うとか、あるいはまた幼児が災害にかかりは、将来希望を失うということにもなるのであります。まして、ほんとに、なくなつた方には心から御同情いたしますが、同時に、残られた方々にとつて、たいへんな家庭の災害でもある、かように私は思つのであります。この観点から、どうしても交通事故の絶滅を期そら、かように考えたのであります。

ただいまお話をありました交通安全国民会議、これこそは、この交通事故絶滅、これはできるところではございませんが、このむつかしい難事業と取り組む、そのためには各界各層の協力こそ最も必要だ、かように考えて、ただいまの会議を提唱したのであります。（拍手）

御承知のように、この会議は、わざか一年に三月と九月、二回開く程度であります。これで十分だと私は思ひません。しかしながら、昨年一年、この結果を見ますると、死者におきまして一

万二千四百八十四、三十九年は一万三千三百十八名、それがただいま申しますように八百三十四名も減少さすことができました。一年の経過といたしまして、私は、これはたいへんな成果であったと思います。しかしながら、本年に入りまして、一月から三月までの結果を見ますと、この成績は思わしくございません。昨年同期に比べまして、死者において三百以上もこれがふえております。たいへん私は残念に思つております。各界各層で、さらにこの事故撲滅に対しての積極的な運動を展開しなければならないと思います。

ただいままでこの会議で議論されましたことは、交通安全標識が不十分であるとか、あるいは御指摘になりましたように、歩道と車道の区別がないとか、あるいは立体交差が十分できておらないとか、あるいはまた、踏切道等におきましても、事故の多発する場所につきましてなお施設として不十分だ、こういうこともあります。さらによつた、根本的な問題としては、事故安全対策、その思想の振興が必要であるし、また、こういふものとほんとに取り組む体制、これをつくることが何よりも大事だ。昨年一年の程度でこれが不十分であることは御指摘のとおりであります。さらによつた、この被害者を救済する、そういうよろんな病院施設等につきましても不十分であります。大いに今後施策を充実させていかなければならぬ、かように私も考えております。すでに皆さま方に踏道改良促進法を御審議願つたり、あるいは自動

官報外号

車損害賠償補償法をいろいろ御審議を願つたり、それぞの改正を加えてまいりましたが、もちろんこの程度ではまだまだその緒についたといふだけであります。今後とも一そろ整備していく必要があるわけであります。今回の刑法一部の改正も、ただいま申すように、運転者だけの責任によつてこの事故絶滅を期そうといふよろな、こんな考え方ではもちろんございません。総合政策のその一端として、きわめてわずかな部分ではあるうと思いますが、いわゆる悪質なる運転者の責任、これはやはり追及されなければならない、私はかようにも思つてあります。今回の必要なことの改正は、ぜひとも御審議の上、皆さま方の御賛成を得たいと思うのであります。(拍手)

なおまた、ただいま御指摘になりましたように、道路、踏切、メーター等々、各界各方面において一そら理解と協力を深めるよう努力しなければなりません。ことに、私は、教育方面におきましても、学童等の交通事故の惨害を考えます際、学校教育におきましても特に力をいたすべきではないだろうか、ことに、幼児を持たれる家庭の方々、これは主婦のためにも、一そらこの交通事故を絶滅するように各界各層の協力を得たい、かように思うのでござります。(拍手)

〔國務大臣石井光次郎君登壇〕

○國務大臣(石井光次郎君) お尋ねの数々の問題

を順次申し上げます。

本改正案が出来まして、これはどうも懲役刑を科

するような問題になつたので刑法の基本的原理に全面的改正がいま法審議会でやられておりますので、これを待てば一番いいわけでございますけれども、なかなか待てないといふよろな事情がござります。その過程におきまして、法審議会におきましては、懲役刑と禁錮刑との区別を廃止する意見も出ております、「これに対していろいろな意見が戦わざれておる状態でござります。こういうのが成案になるには、まだこの国会にはなかなか提出するよろなときにはなりそらものないのでござります。ところが、片一方、交通事故、いまいろいろお話をありましたよろな交通問題といふものが、一刻もほうつておけないよろな状態であるといふよろなこと等を考えまして、これには現行法によって何とか考えるよりほかないといふことになつたわけでござります。最近におきましては、自動車交通の状態、それから起こりまする業務上の過失致死傷罪等の状態を考えますと、だんだんと數がふえるばかりでなく、内容も非常に悪質重大化してきてるのでございまして、刑法第二百十一条を改正して法定刑の上限を引き上げるよ

りはかしようがないではないかといふよろなことを考慮を及ぼしたわけでござります。そういうわけで、刑法の全面的改正を待てない状態だと思います。そこで、今回特に本改正案を提出したよろなわけ

過失犯につきましては、さつき坂本君も言われましたように、一般的に禁錮刑をもつて臨むといふのがいまの世の中の状態でござりますが、総合的な例であります。刑法典においては、これまで懲役刑を科することにした規定はないのです。しかしながら、最近の自動車運転に基固しましては、技術の進歩、あるいは無免許運転、めでたし運転、はなはだしい高速度運転等によって、人をあやめておるというよろなことがたくさん出てまいりました。このために、人命を無視するような無謀な運転が多く見られるようになっておる状態でございまして、故意による殺傷犯といふのは、紙一重だと認められるよろな過失犯もあるのでござります。そういうことに対しまして、国民の道義的感覚からいたしましても、これは懲役刑といふものをここに入れたほうがいいじゃないかといふことがこの提案の理由でござります。それで、これは今までの禁錮刑に懲役刑を加えまして、選択刑といたしたわけでござります。

それから、罰則の強化のみでは事故防止の目的は達し得ないではないかといふこと、そのとおりでござります。私どもそのとおりに思つてござります。交通事故対策として、道路施設であるとかなんとか、いろいろたくさんのことを総合的にやらなくちゃならぬものがあると思うのでござります。そういうものを片つ端からどんどんやつていきつたのがいまの状態なのです。これは、右から左に、きょうやつたからあしたから

ないということはないと思つてゐるわけでござります。

それから、千葉の刑務所に付属しております習志野の作業場、そのほか四カ所で施設を持ちまして、最近ここに集禁いたしました禁錮の受刑者で、その人たちに仕事をさせ、いろいろな精神教育をやつたり、それから自動車の運転業務を習わしたり、生活訓練をしたり、あるいは出てからいろいろな仕事のできるようなどうようなことで、社会復帰の準備のちょっと変わった態度を示しております。私は、これは非常にいい行き方で、この開放処遇はだんだんそういうふうな方向に向かって効果をあげることと思つておるのでございますが、こういうふうなことをやっておるのに対しても、片一方では懲役刑を持つてくるのはおかしいじゃないかといふうな考え方も出てくるわけですが、さつき申しましたような理由で、懲罰にはします。しかし、こういうふうな人たちが交通関係の仕事をやっておれば、集団的に集めまして、そろして出てから仕事ができるような状態に、世の中へ出てからどうやつたらいいかというような教育等もやりまして、これを訓練していくければ、この懲役に入った人たちでも、拘置所においての教育の実をりっぱにあげることができるだろうと私どもは思つておるのでござります。

おしまに、特別法をもつてやつたほうがよかつたのではないか、全面的に改正ができないな

ら、それから抜き書きしたようなものでほつとやらぬで、特別法にしたほうが、というようなお話をございました。

この問題は、今度やる場合にいろいろ考えたのでござります。その立法形式をいろいろ考えてみてござりますが、これは、たとえば、道路交通法の中に悪質な交通法規違反のものを罰する規定を設けたらどうかといふこと等も考えられたのを、どうも、今まで刑法犯としてござますが、どうも、いままで刑法犯として特に高度の道義的非難のあるものを扱つておったものを、こういうふうな行政法規の中に入れて罰則を設けるのはどうだらうかといふこと等がございまして、これは本末転倒しているじやないか、これは結局こういうふうな今度提案したような形がいまとしては一番適当しているのじやないかといふことで、提案したわけだとおもいます。御了承願います。(拍手)

【國務大臣中村寅太君登壇】
○國務大臣(中村寅太君) 交通機関に携わっている人が業務上必要な注意を怠つて人を死傷せしめた場合は、業務上の過失致死傷の罪に問われるとなつておりますが、運輸省といたしまして運転に従事しておる人たちに対する处罚等が強化されるということは、先ほど法務大臣も言われましたように、最近は、自動車運転等、酒を飲んだりあるいはそのほか無免許で運転するとかいう

を充実すること、第三には、適正輸送従事者の確保と適正管理の徹底、第四には、運行管理あります。

一つの防止の方法であると私は考へるのあります。

鐵道等におきましても、あるいは運転者にいろいろの直接責任がある場合には、これがその責任を追及されることはやむを得ないことであります

が、私らいたしましては、鐵道等におきましては、運行の管理の適正化をはかつていく、あるいは労働環境を整備して、働く人たちの立場を十分に得られるものであります。そういう意味で、運輸省としてはいろいろやつておりますが、その半面に、積極的な一つの施策をいたしましては、交通事故を強化拡充すること、あるいは安全施設をする、そのほか、交通行政の徹底といふような面で、先ほど坂本泰良議員も指摘されましたようなことをたんねんに実行していく、さらには、交通安全のためのいろいろの研究あるいは開発をやる等の、そういう二方面からの政策を強く行なっていくところに、私は初めて交通事故の防止の実効があがつてくものであると確信いたすのであります。

【國務大臣永山忠則君登壇】

○國務大臣(永山忠則君) 業務上過失致死傷罪を

刑法にすでに規定されておるのでござりますから、これを取り締まり法規である道路交通法に規定することは、立法技術上から考えて適当でないと考へるのであります。この点は法務大臣の申しましたとおりでござります。

さらに、交通事故の防止は、取り締まりの強化と相まちまして、警察庁といたしましては、交通安全施設整備事業に関する緊急措置法を今国会でお願いをいたしまして、三カ年間に六百四十八億の予算をもつまして、信号機や横断歩道の緊急整理セントーを三カ年計画で設けまして、全国運転者の違反あるいは事故、あるいは行政処分等を一元的に中央に管理いたしまして、悪質常習運転者

第一は、輸送従事者あるいは利用者に交通安全思想の普及徹底、第二は、安全教育あるいは訓練

の排除につとめるようにいたしておるのでござります。

次は、運転免許制度の合理化につきましては、

すでに皆さんに御審議をいただいておりますよう

に、自動三輪免許及び軽自動車の免許は普通免許

に統合することにいたしまして、そして受験資格

を十六歳から十八歳まで引き上げるよういたし

て、四十三年度から実施するよういたしております。

また、運転者の質の向上をいたすために、違反

者の再教育に重点を置きまして、全国の警察、府

県単位に安全運転学校を設けて、再教育に力を入

れるようにいたしております。

○謹長(山口喜久一郎君) これにて質疑は終りました。

たしたいと存する次第でござります。(拍手)

○謹長(山口喜久一郎君) これにて質疑は終りました。

○謹長(山口喜久一郎君) 内閣提出、防衛施設周辺の整備等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○謹長(山口喜久一郎君) 内閣提出、防衛施設周辺の整備等に関する法律案について、議院運営委員会の決定により、趣旨の説明を求めます。國務大臣松野頼三君。

〔國務大臣松野頼三君登壇〕

○國務大臣(松野頼三君) 防衛施設周辺の整備等に関する法律案についてその趣旨を御説明いたします。

從来防衛施設周辺対策としては、米駐留軍の行為によって生じます特定の事業の經營上の損失について法律に基づき所要の補償措置を講ずるほか、米駐留軍及び自衛隊の行為に起因する各種の障害については、予算措置によりこれらの防止等を実施してまいりました。

しかしながら、このよろな防衛施設周辺対策の実施は、国民生活にとり密接な関係を有するものでありますので、その対策の基本を法律に定め防衛施設周辺の整備等を積極的に実施する必要があると考え、ここにこの法案を提案いたすこととしております。

この法律案の内容について御説明申し上げますと、第一は、自衛隊等の射撃、爆撃その他の行為により生ずる障害を防止し、または軽減するため、あるいは航空機等により生ずる著しい音響を防止し、または軽減するための工事につき國が補助するものとしたこととあります。

以上が防衛施設周辺の整備等に関する法律案の趣旨でござります。(拍手)

○謹長(山口喜久一郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。米内山義一郎君。

〔米内山義一郎君登壇〕

○米内山義一郎君 私は、日本社会党を代表して、ただいま趣旨説明の行なわれました防衛施設周辺の整備等に関する法律案についての

第三は、自衛隊等の使用する特定の飛行場の周辺において住民のこうむる障害の軽減に資するため必要があるときは、国は、一定の区域に所在する建物等の移転等の補償及び土地の購入をすることができるものとしたことであります。

第四は、第一または第二に述べました措置を行ふことができるものとしたことであります。

第五は、第一または第二に述べました措置を行ふことができるものとしたことであります。

第六は、第一または第二に述べました措置を行ふことができるものとしたことであります。

第七は、第一または第二に述べました措置を行ふことができるものとしたことであります。

第八は、第一または第二に述べました措置を行ふことができるものとしたことであります。

第九は、第一または第二に述べました措置を行ふことができるものとしたことであります。

第十は、第一または第二に述べました措置を行ふことができるものとしたことであります。

第十一は、第一または第二に述べました措置を行ふことができるものとしたことであります。

第十二は、第一または第二に述べました措置を行ふことができるものとしたことであります。

第十三は、第一または第二に述べました措置を行ふことができるものとしたことであります。

第十四は、第一または第二に述べました措置を行ふことができるものとしたことであります。

第十五は、第一または第二に述べました措置を行ふことができるものとしたことであります。

第十六は、第一または第二に述べました措置を行ふことができるものとしたことであります。

第十七は、第一または第二に述べました措置を行ふことができるものとしたことであります。

第十八は、第一または第二に述べました措置を行ふことができるものとしたことであります。

第十九は、第一または第二に述べました措置を行ふことができるものとしたことであります。

第二十は、第一または第二に述べました措置を行ふことができるものとしたことであります。

第二十一は、第一または第二に述べました措置を行ふことができるものとしたことであります。

第二十二は、第一または第二に述べました措置を行ふことができるものとしたことであります。

第二十三は、第一または第二に述べました措置を行ふことができるものとしたことであります。

第二十四は、第一または第二に述べました措置を行ふことができるものとしたことであります。

周辺の整備等に関する法律案について、總理並びに關係大臣に質問をいたしたいと存じます。

去る一月十七日、スペインの海岸で、水素爆弾を四発搭載したアメリカ空軍のB52戦略爆撃機が、空中接触事故によつて墜落いたしました。幸いに核の大爆発はいたしませんでしたが、このこと

とは、スペインの国民に恐怖と衝撃を与えただけではありません。全世界の人々に、いつどこでこのようなことが起こるかもしないといふ深刻な不安を与えております。そして、いまの世界情勢

は、そのようなことは絶対に起こらないと断言できます。特に、国土の全域が米空軍の基地になっており、その上、原子力潜水艦やあるいは原子力航

空母艦などが出入りし、寄港がなされているわが国においては、このような危険な事故の起こる公算はさらに多いといわざるを得ません。(拍手)

この事件が示すように、核兵器と、これらの運搬に関する実態といふものは、いつでも極秘にされていいるのが普通であります。しかし、国民のだれもが知らされない間に、意外なことが既成事実となつて進行していることに驚かざるを得ないのであります。われわれは、まずこのような現実に対し深い注意と注目をしなければなりません。

この爆撃機は、二十五メガトンの爆弾を四発、あわせて百メガトンを積んでいるということでありますから、これは広島、長崎型の原子爆弾の五千

発分の威力を持つてることにもまた驚かざるを

官報外

得ないのであります。いま、部分核停止協定が結ばれており、米ソの周には平和共存的な空気が伝えてすらかくのこととあります。ましてや、実際に戦闘行為がなされているアジアにおいては、このような脅威なしと断言できるでしようか。総理はこのことに対してもどのような見解を持っておられるか、御所見を承りたいのであります。(拍手)さらに、総理は、去る三十一日、わが党の佐々木委員長がアメリカの対アジア政策を帝国主義と批判したのに答えて、そのようなことを言えば世界から笑われると言つたのであるが、それはいまの世界の大勢を見れば全く逆ではなかろうかと思ふ。自由諸国はもちろん、アメリカの国内においてさえ批判と非難を浴びております。このような現実に対してことさらに耳や目にふたをしながら、帝国主義アメリカのしり馬に乗って、隣邦中國敵視のかたくなな政治姿勢をとり続けるならぬ。帝國主義アメリカ人よりもアメリカ人たる、李承晚よりも李承晚的であると笑われるざるを得ないございましょ。(拍手)

沖縄は中止に及ぼす、わが国土の全域に展開しているアメリカの陸海空軍の体制は、どこから見ても防衛的なものではありません。わが国に存在する米軍基地のすべては、アメリカ帝國主義がたぐらんでいるアジア侵略の重要な策源地になつて

いるのであります。いま、部分核停止協定が結ばれている今日でも、ヨーロッパの上空においてはこのことに対するどのような見解を持つておられるか、御所見を承りたいのであります。(拍手)ささらに、総理は、去る三十一日、わが党の佐々木委員長がアメリカの対アジア政策を帝国主義と

批判したのに答えて、そのようなことを言えば世界から笑われると言つたのであるが、それはいまの世界の大勢を見れば全く逆ではなかろうかと思ふ。自由諸国はもちろん、アメリカの国内においてさえ批判と非難を浴びております。このような現実に対してことさらに耳や目にふたをしながら、アメリカは世界の至るところで失敗を繰り返しておられます。朝鮮を見ても一目瞭然であります。北の民主主義人民共和国と南のかいらい韓国とは、全く天国と地獄の相違を示しておるのであります。(拍手)いままた南ベトナムにおいてさて、アメリカは重大な局面に立たされておるのであります。これは何を物語つておるかといえば、現代は帝國主義、軍国主義はどのような後進国に対しても勝利することはできないという教訓を示しておるものであります。(拍手)アメリカにおいてもすでにこのことを悟りつつあります。アメリカの上院においての最近の動向を見てわかるとおり、アジアの情勢に対しては佐

がつて、防衛施設と呼ぶ軍事基地の問題は、単に基地周辺の問題ではなく、いまでは国土の全域とすべての国民の運命にもかかわる重大な問題であります。(拍手)いま問題になつておるこの法律案は、このようないいから生まれたもののように思われるのであります。(拍手)軍事基地が存在するがゆえに発生する国民の不安をなくするには、まず、戦後二十年を経た今日、いまだに占領時代そのままの姿で、どうろぐつままわが国の奥座敷にすわり込んでいる一番まともなやり方であります。(拍手)

アメリカは世界の至るところで失敗を繰り返しておられます。朝鮮を見ても一目瞭然であります。北の民主主義人民共和国と南のかいらい韓国とは、全く天国と地獄の相違を示しておるのであります。(拍手)いままた南ベトナムにおいてさて、アメリカは重大な局面に立たされておるのであります。これは何を物語つておるかといえば、現代は帝國主義、軍国主義はどのようになるといふ、きわめて不確実な要素を含むものであります。何でもやるようよつてはどのようにもなるといふ、きわめて不確実的なものであります。(拍手)運用と予算次第によつてはどのようにもなるといふ、きわめて不確実な要素を含むものであります。何でもやるよう見せかけてはおりますが、何もやらない、うわべだけをつくろう上げ底法ではないかとさえ思われるであります。(拍手)

この際、総理にはつきりさせていただきたいことは、絶縁などのくらいの経費を投入し、何年がかかりで基地周辺の整備をなさんとしているのかを伺いたいのであります。アメリカの上院においての最近の動向を見てもわかるとおり、アジアの情勢に対しては佐藤内閣よりも柔軟になってきておるではありませんか。これはわが党の主張し続けてきた非武装平和の正しさを意味するものであります。(拍手)米軍さえなければ、基地のもたらす国民の不安もなく、この法案も不要になり、基地周辺はありません。(拍手)がつて、防衛施設と呼ぶ軍事基地の問題は、単に基地周辺の問題ではなく、いまでは国土の全域とすべての国民の運命にもかかわる重大な問題であります。(拍手)いま問題になつておるこの法律案は、このようないいから生まれたもののように思われるのであります。(拍手)軍事基地が存在するがゆえに発生する国民の不安をなくするには、まず、戦後二十年を経た今日、いまだに占領時代そのままの姿で、どうろぐつままわが国の奥座敷にすわり込んでいる一番まともなやり方であります。(拍手)

この法案は、基地周辺対策として、一見前向きにも読み取れるのですが、あるいは全くの法ではないかとも疑われるのです。まずその第一は、法律の内容の具体的な重要事項はことごとく政令にゆだねられ、政令を見た上でなければこの法律案の効果を想定することさえ不可能であり、驚くべき立法権軽視の内容を持つた独裁を示しておるのであります。(拍手)いままた南ベトナムにおいてさて、アメリカは重大な局面に立たされておるのであります。これは何を物語つておるかといえば、現代は帝國主義、軍国主義はどのようになるといふ、きわめて不確実な要素を含むものであります。何でもやるよう見せかけてはおりますが、何もやらない、うわべだけをつくろう上げ底法ではないかとさえ思われるであります。(拍手)

さらに、この法案は、国家が保障しなければならない最も基本的な個人の被害対策は全く無視されている点についてであります。例を申し上げるならば、子供はすべて学校や保育所に住んでいるものではありませんし、老人はすべて養老院や病院にだけいるものではありません。最も極端な例を申し上げます。ならば、射撃場の周辺では、身をゆすぶられるよろよろ音と爆音のため、家畜が乳や卵を生まなくなるだけではないのです。乳飲み子が引きつけを起こすことさえ珍しくないであります。児童は神経質に育つのは当然であります。児童は学力の低下を来たしておることはないであります。児童は神経質に育つのは当然であります。児童は学力の低下を来たしておることは、統計上御承知のとおりであります。病弱者は、日暮夜しきかねる環境で治療静養の効果があがるはずはないであります。このような個人個人の人権保護の問題はこの法案では全く無視されているのは、どういう理由によるものであるかを御答弁願いたいのであります。(拍手)

次には、自治大臣にお伺いいたします。
この法案の最も重大な欠陥は、基地周辺市町村
が薄弱であります。その上に、米軍の駐留地においては、米軍や米国人による治外法権的な事柄が多く、財政需要はかさむが、それに見合う収入が保障されていないのであります。いわゆる基地父
付金と称されるものがありますが、何ら合理的な算定の基礎の上になされているものではありません。わざわざばかりのつかみ金によつてなされ
るにすぎないのであります。したがつて、これは接収されている土地、建物の固定資産税に見合
分されないのであります。このようにして、基地市町村の行政水準は低下し、そのしわ寄せは全住
民にかかっているのであります。

るは、市が自治省に対し災害分として四千八百万円の特別交付税を申請したにもかかわらず、わずかに一千五百万円より交付されなかつたことがあります。このようにして、財政の窮迫の結果は、善意と同情にあふれる救援金を、罹災者と寄贈者の意思に反してまで市の財源に奪い取らうとしているのです。この深刻な事実を政府はどうのように考えますか。

基地周辺市町村財政の安定を根本問題として考へないで個々の事業の助成措置をなさんとすることは、本末転倒もはなはだしいものといわざるを得ません。(拍手)ゆえに、この法案は基地周辺の民生安定をはからうとするものではなく、民心の安定だけをはからんとする一種の宣撫工作にすぎないではないかと断ぜざるを得ないのであります。

基地周辺市町村の財政整備に関する政府の方針について所信を尋ね、私の代表質問を終わる次第であります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君)お答えいたします。

わが国の防衛力これは国力、国情に応じた防衛力をを持つという、これが基本的な考え方でありますし、同時に、日米安全保障条約によりましてわが国の安全を確保する、これが基本的な考え方であります。この考え方から最近の情勢等をいろいろ私どもは判断しておりますが、しかし、平和国家

としての日本の行き方、これには何らゆるぎもないのです。新しい憲法のもと、脅威を与える、攻撃的な武力は持たない、これが私どもの基本的な態度でござります。したがいまして、ただいまもスペインの状況等についての御批判を求められましたが、私は、批判する前に、日本の行き方、これを十分社会党の諸君も知つていただきたいと思うのであります。(拍手)

第二に、週日、佐々木君の質問に答えて、あたり変なことを言うと世間から笑われますよ、かように私が答えたことについて、ただいま重ねてお尋ねがございました。私は、今日、国際的に、自由主義陣営はアメリカを帝国主義とは絶対に申しておりません。(拍手)共産主義陣営においてはさぞやのような批判をいたしております。このことは、国際情勢から見ましても自由主義国家群の多い今日、これを本気で言わることは笑いを招くことになりますよと、かように私は注意をいたしましたのであります。(拍手)多數のものが、ただいま申し上げるように平和国家、自由国家、かように考えておるのでありますから、米帝国主義ということはあまり使われないほうが多いように思ひます。(拍手)

次に、日米安全保障条約がありますために、わが国がいかにもこの侵略の前進基地になつておるような批判をされますが、この点は、ただいま申しあげますように、安全保障条約は防衛的なものでありまして、また、わが国の憲法もさような積

極的な、攻撃的な意義を持たないのでありますから、社会党の諸君はこの点をよく御理解いただきたいのであります。憲法の解釋については、社会党の諸君はわれわれよりももっと自信を持つておられるはずなんです。私どもは絶対に攻撃的な力は持たない、これが今日の状況であります。

次にお尋ねいたしまして、政令委任事項が非常に多い、こういうことござりますので、これは長期計画そのものを明らかにしろという御意見、お尋ねでもございました。今回のこの法律では、障害の態様、これはたいへん多種多様でござります。これの防止並びにその救済等も、それぞれその態様の違うことで対策も違うわけであります。そういう意味で、法律で規定するわけにはいかない、政令に委任するという、これは実情からでございます。

四十一年度のこの種の予算計上は百十二億になつております。(「それだけで何ができるか」と呼ぶ者あり)今後の問題だと、かように考えておりますので、さらに研究してまいります。

次に、この法律は、たいへん欺瞞性のある法律だという御批判でございますが、全国知事会や全國市長会や、また、それぞれの地方議会等の議長団の決議でもあります。政府はこの要望にこたえて今日の立法をいたしたのであります。

(拍手)社会党の諸君はこれらの要望を無視されるようなお考えであることは、まことに私は遺憾に思います。(拍手)

〔國務大臣松野頼三君登壇〕

○國務大臣(松野頼三君) この法律は、ただいま國理からお答えになりましたように、多年關係市町村から立法要請がございまして、本年まで各省の調整がつかなかったために延び延びになつておったわけでございます。したがいまして、その内容については、すでに予算措置も多年やつておられますので、政令にゆだねた理由も御理解いただいておると思います。各町村におきましては、畜産あるいは漁業、あるいは建設、道路、各種その要望が違いますので、法律で限定することは、将来への希望をふさぐ結果になります。したがいまして、政令事項のほうが、より運営が将来には妥当であるという意味で、政令事項に指定をいたしました。

なお、本法案は、米駐留軍のみならず、将来的自衛隊、いまでございませんでした自衛隊の基地が今回法律で規定され、保護を受けるのでありますので、いままでよりも非常に前進したことだと存じます。(拍手)

対象事業といたしましては、道路が百件、その他七十件、あるいは防音装置が百五十件、個人の移転の希望もござります。したがって、学校、病院、公共的な施設の次に個人の移転の問題がござりますが、今日までは移転措置あるいは改修措置といふものを個人にとっております。また、今後これは政令等によつて順次改善されるものと思ひます。(拍手)

(号外) 報官

〔國務大臣永山忠則君登壇〕

○國務大臣(永山忠則君) 基地交付金は、お詫のよう、固定資産税に見合うものでございますから、今後もこれをできるだけ多く配分いたしたいと考えております。本年度も、一億増額しまして、十五億の予算を組んでおるのでございます。

なお、三沢市の火災の件につきましては、四千八百万円ということをごいましたので、特別交付税を四千五百万円出しております。去年は千九

百万円でございましたが、したがいまして、災害に対する対応としては特に率を多くする方針で手当てをいたしておりますのでございます。そのほか補助金や起債を出しておりますので、手当てができるようになつたとしておる次第でございます。

なお、お説の寄付金の関係につきましては、地方議会がございますので、市民の世論を十分そんたくして、適正なる処置をされておると思うのですが、しかし、逸脱した点があります。すれば、十分こちらのほうも指導をいたさねばならないと考えております。現在のところでは、その五千万円の使途は、四十年度分につきましては、避難所であるとか、あるいはいろいろの食料品、衣料品等の緊急、応急なものに使っております。

四十一年度二千八百万円は、住宅団地を造成したり、あるいは乳児院、共かせぎの人の子供を預かるところ、あるいは防犯灯等にこれを充てるというようにいたして、住民の福祉のために使っておる状態であると承つておるのでございます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(山口喜久一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十三分散会

(政府委員承認)

一、去る一日、佐藤内閣総理大臣から山口議長宛、一日議長において承認した安鷹彌外三名を同日第五十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

科学技術厅資源局長 佐々木 即
法務省人權擁護局長 堀内 恒雄
文部大臣官房長 赤石 清悦

出席國務大臣

内閣總理大臣 佐藤 栄作君

法務大臣 石井光次郎君

外務大臣 権名悦三郎君

大蔵大臣 福田 赴夫君

文部大臣 中村 梅吉君

運輸大臣 中村 寅太君

自治大臣 永山 忠則君

國務大臣 松野 頼三君

一、去る一日、佐藤内閣総理大臣から山口議長宛、同日付をもつて中央青少年問題協議会事務局長赤石清悦は文部大臣官房長に、科学技術厅資源局長橋恭一は科学審議官に、法務省人權擁護局長鈴木信次郎は東京高等裁判所判事に、文部大臣官房長安嶋彌は総理府青少年局長にそれぞれ任命されたので政府委員としての資格を失つた旨の通知を受領した。

(通知書受領)

一、去る二日、參議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受け領した。

昭和四十一年度一般会計予算
昭和四十一年度特別会計予算

(拍手)

○朗読を省略した議長の報告

出席政府委員

内閣官房長官 橋本登美三郎君
内閣法制局長官 高辻 正巳君
警察庁交通局長 内海 倫君
防衛省人事官 鈴木 昇君
防衛施設局長官 小幡 久男君
法務省刑事局長 津田 實君
自治省税務局長 細郷 道一君

昭和四十一年度政府関係機関予算

(常任委員辞任)

一、去る一日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員

賀屋 興宣君

外務委員

大蔵委員

地崎宇三郎君

内海 清君

文教委員

栗林 三郎君

和田 博雄君

中鳴 英夫君

松井 誠君

永井勝次郎君

運輸委員

内海 清君

通信委員

小淵 恵三君

和田 博雄君

予算委員

大原 亨君

松井 誠君

決算委員

森本 靖君

栗林 三郎君

一、昨日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

建設委員

稻村左近四郎君

(常任委員補欠選任)

一、去る一日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員

賀屋 興宣君

外務委員

竹本 孫一君

大蔵委員

春日 一幸君

文教委員

栗林 三郎君

和田 博雄君

中鳴 英夫君

松井 誠君

玉置 一徳君

農林水産委員

内海 清君

運輸委員

春日 一幸君

通信委員

小淵 恵三君

和田 博雄君

予算委員

大原 亨君

松井 誠君

決算委員

永井勝次郎君

決算委員

栗林 三郎君

森本 靖君

三原 朝雄君

(議案提出)

建設委員

賀屋 興宣君

外務委員

玉置 一徳君

大蔵委員

内海 清君

文教委員

栗林 三郎君

和田 博雄君

中鳴 英夫君

松井 誠君

玉置 一徳君

農林水産委員

内海 清君

運輸委員

春日 一幸君

通信委員

小淵 恵三君

和田 博雄君

予算委員

大原 亨君

松井 誠君

決算委員

永井勝次郎君

一六二号)

放送法の一部を改正する法律案(内閣提出第一

以上二件)

通信委員会 付託

(議案提出)

建設委員

賀屋 興宣君

外務委員

玉置 一徳君

大蔵委員

内海 清君

文教委員

栗林 三郎君

和田 博雄君

中鳴 英夫君

松井 誠君

玉置 一徳君

農林水産委員

内海 清君

運輸委員

春日 一幸君

通信委員

小淵 恵三君

和田 博雄君

予算委員

大原 亨君

松井 誠君

決算委員

永井勝次郎君

一七号)

都市開発資金融通特別会計法案

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第一

国民金融公庫法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

国民金融公庫の業務の円滑な運営に資するため、同公庫の理事を増加するとともに、監事の権限に関する規定の整備を図ろうとするもので、その内容は次のとおりである。

1 国民金融公庫の理事の定員を一名増加し、

現在の六名から七名にすること。

2 国民金融公庫の監事の権限に関する規定を整備し、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、总裁又は、大蔵大臣に意見を提出することができる。

二 議案の修正議決理由

国民金融公庫の理事を増加するとともに、監事の権限の明確化を図ることは、同公庫の業務の現状にかんがみ、必要適切な措置であると認めめたが、なお施行期日について修正を行なう必要があるので、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十一年四月一日

大蔵委員長 三池 信

衆議院議長 山口喜久一郎殿

[別紙]

(木字及び
は修正)

衆議院会議録第三十五号中正誤

ペジ 段行 誤 正

八一 三 六 一三三号 第一三三号

八一 四 二 七九号 第七九号

衆議院会議録第三十六号中正誤

ペジ 段行 誤 正

八四 三 三 三月三月 三月 正

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

(公布の日)

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
(ただし良質紙は三十五円)
発行所 東京都港区赤坂美町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五六一四四一(七八)
九一〇